

農地法第3条申請に係る添付書類

- ・提出は正本1部
- ・受付期間は、毎月5日から10日（10日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、これらの日の翌日） 受付期間前でもお預かりしています。
- ・審議に際し、地区担当の農業委員が現地を確認します。立ち会いをお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・農地・農業の地域の取り決めや慣行について、地元農区と事前に確認してください。

書類名	留意点
申請地の登記事項証明書	法務局で交付を受けたもの（原本）。全部事項証明に限る。 (注1)
申請地の位置を表示した図面	住宅地図など。申請地を赤色で囲む。通作経路、距離を明示する。
申請地の公図	法務局保管の字限図の写し。申請地を赤色で囲む。里道は赤色、水路は青色に塗る。
契約書の写し	賃借権の設定については、賃貸借契約書の写し 使用貸借権の設定については、使用貸借契約書の写し

注1 登記情報提供サービスによる照会番号(10桁)付き不動産登記情報も可
(締切日に照会確認ができるものに限る。有効期間は発行年月日から100日間)

該当する場合	必要な添付書類
新規農家 (姫路市において新たに農業を始める場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書 (地域の農区総代等に、新たに農業を始めることを伝え、申請人本人が地域の取り決めや慣行について説明を受けてください。) ※新規農家の場合は、原則として農業委員による聞き取り調査を受けていただくこととしています(原則、審議月の翌月第1水曜日)。聞き取り調査には本人の出席を原則としています。 ・転入予定などで住民登録が市外の場合は、住民票
譲受人(借人)の住所が他市町	<ul style="list-style-type: none"> ・農家基本台帳の写し(原本証明) ・耕作証明 ・住所地から申請地までの通作距離及び通作ルートを表した図面
譲渡人(貸人)が登記事項証明書の所有者と異なる(相続未登記)等	<ul style="list-style-type: none"> ・その者が権利を有することを証する書類
競売、遺贈、民事調停等	<ul style="list-style-type: none"> ・その旨を証する書類
譲受人(借人)が法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書又は法人の定款若しくは寄附行為の写し ・申請地の利用及び事業に係る計画書
譲受人(借人)が農地所有適格法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法第2条第3項各号に掲げる要件を具備していることを証する書類

- ・その他農業委員会が指定する書類

農地法第3条許可申請書 <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002456.html>